

第8期いきいきかぬま長寿計画(抜粋) (令和3年度～令和5年度)

第4部 持続可能な介護保険制度の運用(介護保険事業計画)

第2章 介護サービスの充実・強化

3	計画的な介護サービスの基盤整備
	介護保険施設、居住系施設等の入所施設の計画的な整備を行い、在宅での自立した生活が困難になった高齢者が安心して暮らせるよう、施設・居住系サービスの安定提供を図ります。
	(1) 介護保険施設等の整備
	ア 整備目標

現状と課題

- 施設整備目標は、平成22年に従来の国の参酌標準が廃止され、「できる限り住み慣れた自宅での生活」を基本とした居宅サービスとのバランスに考慮し、地域の実情に応じた保険者(市)の意向による整備目標を設定することとなりました。
- 令和2年5月に実施した特別養護老人ホームに入所が必要な入所申込者の調査を基に、高齢者のニーズや待機者個々の状況を精査し、要介護3以上の介護度で家族等の介護力や日常生活自立度が低い入所申込者が67人、令和2年7月のグループホーム入所申込者の調査では52人という結果となり、待機者の解消が課題となっております。

施策の方向

- 特別養護老人ホームへの入所は、要介護3以上の認定者の入所を推進します。
- 入所必要度の高い待機者の解消を図るため、第8期計画での施設整備を進めます。

イ 施設・居住系サービスの整備計画

現状と課題

- 第7期計画期間では、広域型特別養護老人ホームが1施設4床(ショートステイ床から特養への転換4床)、グループホームは2施設27床(新規)が整備されました。
- 認知症高齢者の増加が見込まれるため、対応する居住系施設の整備が必要です。

施策の方向

- 介護保険施設としては、広域型特別養護老人ホームのショートステイ床から特養への転換や新規及び増床の整備を行います。
- 居住系施設として、グループホームを日常生活圏域に計画的に整備します。この整備方針は、それぞれの圏域に地域の拠点となるような施設整備を目指し、小規模多機能型居宅介護施設を併設とし、未整備地区を解消するよう計画的な整備を図ります。

【表33】施設・居住系サービスの施設整備計画数

(単位：床)

施設種別	現在床数 (※1)	整備計画			5年度 末床数 見込み
		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	
介護老人福祉施設 (広域型特別養護老人ホーム)	477	4 (転換※2)	30 (新規)	20 (増床)	531
介護老人福祉施設 (地域密着型特別養護老人ホーム)	107	-	-	-	107
介護老人保健施設	240	-	-	-	240
介護療養型医療施設(⇒介護医療院)	0	-	-	-	0
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	207	18	-	-	225
計	1,031	22	30	20	1,103
【その他の公募対象施設】					
混合型特定施設入居者生活介護 (介護付き有料老人ホーム、ケアハウス等)	220	-	-	-	220
小規模多機能型居宅介護 (施設数) 看護小規模多機能型居宅介護	9施設	1施設	-	-	10施設

※1：現在床数は、鹿沼市における施設整備数のため、実際の入所者数とは異なります。

※2：転換とは、ショートステイ床を特別養護老人ホームに転換することです。